民法　予備司法令４－１０　肢ア

第１　肢の結論

正しい

第２　第三者のための契約において，いつ第三者が権利を取得するか

１．問題の所在

ＡとＢは，ＡがＢに絵画甲を代金５０万円で売り，Ｂがその代金全額を第三者Ｃに支払う旨の契約，いわゆる第三者のためにする契約（５３７条）を締結した。

第三者Ｃは，ＡＢ間の契約により利益をうけるが，いつ権利を取得するか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

Ｃは，Ｂに対して受益の意思を表示した後は，Ｂに対して直接に５０万円の支払を請求する権利を有する（５３７条３項）。

（２）理由

まず，ＡＢ間の契約により，Ｃに利益が発生している。Ｃにとって，利益であり，当事者も分かっている以上，受益の意思表示は不要とも思える。

しかし，不当である。Ｃにとって利益となるが，意思に反する場合もある。例えば，贈与であっても受贈者の意思は必要になる（５４９条参照）。

第三者から見れば，自らの知らないところで，勝手に財産が変わるのは，不意打ちとなる。そこで，第三者の意思を確認する必要がある。

当事者が契約で決められることは，当事者に処分権があることが前提である。

第三者の権利関係には，当事者に処分権はない。そこで，法５３７条３項は，第三者の受益の意思を要件とした。

そして，権利行使の相手方が，債務者であるのは，義務を負うものが，第三者の権利行使により不利益をうける。

したがって，最も利害関係のある相手方に意思表示をさせることが取引秩序に照らし適当と考えられるからである。

以上